

令和6年7月8日

3年生保護者の皆様

益田高校総務部

令和7年度 島根県育英会奨学生・就学生
maruko 給付特待生・大阪学生会館入寮生募集について（お知らせ）

烈暑の候、ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素から本校の教育活動にご理解とご支援をいただき、誠にありがとうございます。

さて、標記の件について、下記のとおりお知らせいたします。詳しくは別紙案内を見ていただくか、島根県育英会のホームページをご覧ください。希望される方は9月13日（金）までに必要書類を職員室の岩野までご提出下さい。

なお、奨学生と就学生の申し込みに関して市町村発行の所得・課税証明書が必要となりますので、ご準備をお願いいたします。

記

1. 対象

島根県出身で、大学・短大・大学院・高専（4年生以上）・専修学校（専門課程のみ）に進学・転学予定の方または在学中の方。

※maruko 給付特待生は大学へ入学する方のみ応募可能

※大阪学生会館入寮生については益田高校生であれば対象となります

2. 【奨学生】について（大学等に在学中、毎月無利子で貸与）

貸与月額：3万円～7万円のうち、1万円単位で自己選択制

返還方法：貸与月数の3倍の期間内で返還

募集人員：52名程度

※日本学生支援機構（貸与型）との併用不可。採用後にどちらかを選択する。

日本学生支援機構（給付型）との併用は可。

3. 【就学生】について（大学等の入学時に必要な資金を有利子で貸与）

貸与額：30万円から100万円の内、10万円単位で自己選択制

返還方法：120回返還（10年間）

募集人員：50名程度

4. 【maruko 給付特待生】について（返還不要で申込に収入制限無し）

給付額：月額5万円

採用人員：2名程度

5. 【大阪学生会館入寮生】について

寮費月額：5万6千円（朝・夕食込み）

入寮費：12万円または15万円（進学先の最短修業年限による）

募集人員：男女合わせて35名程度

6. 申込締切 9月13日（金）

島根県立益田高等学校
総務部 奨学金担当 岩野
0856-22-0044

大学等へ進学予定、又は、
大学等在学中の方へ

【島根県育英会】

令和7年度

奨学生・就学生・maruko給付特待生・大阪学生会館入寮生の募集

応募資格

島根県出身で、大学・短大・大学院・高専（4年生以上）・専修学校（専門課程のみ）に進学・転学予定の方又は在学中の方が応募できます。（合格が未定でも応募できます）
（※3のmaruko給付特待生は、大学（短大・大学院除く）へ入学する方のみ応募可能）

【1 奨学生】 大学等に在学中、毎月奨学金を無利子でお貸しする事業です

採用人数	52名程度（うち、中筋給付特待生2名、大谷奨学生2名程度育英会が選定）
貸与月額	3万円～7万円のうちから、1万円単位の自己選択制（無利子）
貸与期間	令和7年4月から進学又は在学する大学等の最短修業年限の最終月まで
返還方法	卒業の6か月を経過した翌月から、貸与を受けた月数の3倍の期間内で返還 ★3万円を4年間借りた場合：毎月1万円の144回（12年）返還 ★7万円を4年間借りた場合：毎月2万4千円の140回（11年8カ月）返還
願書受付	令和6年9月2日から各高等学校が指定する締切日まで（育英会締切10月31日）
決定通知	令和6年11月下旬に選考委員会を経て本人及び各高等学校に通知
中筋給付特待生	平成15年に株式会社中筋組様からのご寄付により設けられた制度で、それ以降現在まで、中筋グループ様から毎年のご寄付をいただき継続されています。学業成績が特に優秀で、経済的に著しく修学が困難であると判定された男女1名を「中筋給付特待生」として採用します。この特待生に選ばれた人は、本人が当初希望した貸与月額の内、3万円が給付金に切り替わり、残額の貸与金のみを卒業後返還することになります。
大谷奨学生	平成20年に浜田市の故大谷重友様からのご寄付により設けられた制度で、奨学生の採用の枠が50名から52名に広がりました。学業成績が特に優秀で経済的に著しく修学が困難であると判定された石見地区出身者を優先し、2名を「大谷奨学生」として採用します。



募集要項

【2 就学生】 大学等の入学時に必要な資金（一時金）を有利子でお貸しする事業です

○入学前にお貸しすることができます。

○貸与額を30万円から100万円のうち、10万円単位で選ぶことができます

採用人数	50名程度
貸与額	30万円から100万円のうち、10万円単位で自己選択制（有利子）
貸与時期	大学等入学前に合格通知書等で合格を確認後送金 （ただし、学校に入学しなかった場合は速やかに全額返還する）
返還方法	大学等卒業後の翌月から10年間（120月）で元利均等償還 ★100万円の場合：毎月1万円の120回返還 →120万円 ★50万円の場合：毎月5千円の120回返還 →60万円 ★30万円の場合：毎月3千円の120回返還 →36万円 など
願書受付	令和6年9月2日から各高等学校が指定する締切日まで（育英会締切10月31日）
決定通知	令和6年11月下旬に選考委員会を経て本人及び各高等学校に通知



募集要項

【3 maruko給付特待生】 給付型の事業で返還不要。申込時の収入の制限はありません

目的	令和3年に安来市広瀬町布部出身の小原丸子様からのご寄付により設けられた制度で、立派なふるまいで、高い志を持って大学で勉学に励む学業成績優秀な学生に対して奨学金を給付することにより、将来にわたって有形無形にふるさと島根のために貢献する人材を育成・支援することを目的としています。
採用人数	2名程度
給付額	月額5万円
給付期間	令和7年4月から4年間＜医学部等4年を超える大学でも4年間を限度＞ ただし、留年、休学、長期の欠席をしたとき、停学その他処分を受けたとき、 性行の不良が認められたとき等は、資格を失い奨学金の給付が打ち切られる
学校推薦	各高等学校長からの推薦者は1名を限度
願書受付	令和6年9月2日から各高等学校が指定する締切日まで（育英会締切10月31日）
選考・決定	○一次審査 提出書類＝願書、学業成績、作文、学校の推薦書 ○二次審査 一次審査を通過した人は、11月下旬から12月初旬に個別面接を行い、12月中旬に選考委員会を経て本人及び各高等学校に通知



募集要項

（裏面へ）

